

# 県営土地改良事業換地処分事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令295号。以下「政令」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「省令」という。）並びにこれらの法令の施行通達に定めるもののほか県営土地改良事業の換地処分に係る事務（以下「換地事務」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (土地改良事業の採択前に行う換地に係る業務)

第2条 土地改良事業の施行申請を予定している地区については、予定地区内の農用地利用状況・関係農家の意向、関係権利者等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた農用地の利用集積を進めて行くための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に策定する必要があるため、当該地区が存する市町村においては、採択予定年度までに、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、「別表1」の業務を行うものとする。

2 前項の事業実施に必要な経費については、国の補助金及び交付金等を活用するように助言・指導を行うものとする。

## (換地計画の地域)

第3条 換地計画を定める地域（以下「施行地域」という。）は、法第87条第1項の規定する土地改良事業計画において定めた地域とし、法第117条の規定により施行に係る地域を数区に分けた場合は、その各々の区とする。

## (工事計画等と換地計画の一体化)

第4条 事業の施行地域、法第7条第4項に規定する非農用地区域及び法第117条に規定する区並びに工事計画を定める場合は、換地計画との関連を十分考慮するものとする。

## (工事着工の時期)

第5条 工事着工の時期は、原則として換地計画原案（換地計画原案図も含む。）について全ての関係権利者の同意を得たとき以降とする。

## (事業の施行の届出)

第6条 本部長（熊本県広域本部設置条例（平成24年条例第59号）第4条第1項の「本部長」をいう。以下同じ。）は、土地改良事業の工事に着工するまでに、法第113条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業施行届出書（特記仕様書（換地）別記様式第1号）により管轄登記所に届出を行うものとする。

**（事業の変更の届出）**

第7条 本部長は、法第113条の3第1項の規定に基づき届け出た事項に変更があった場合には、省令第90条の4第2項の規定に基づき土地改良事業施行変更届出書（特記仕様書（換地）別記様式第2号）により管轄登記所に届出を行うものとする。

**（事業の着工又は完了の届出）**

第8条 本部長は、工事に着工及び完了した場合は、法第113条の3第2項の規定に基づき土地改良事業工事（着手・完了）届出書（特記仕様書（換地）別記様式第3号）により、管轄登記所に届出を行うものとする。

**（換地事務の実施区分）**

第9条 換地事務の実施区分は、「別表2」のとおりとし、「別表3 換地関係業務の作業内容及び留意事項」により事務処理を行う。

**（換地事務の委託）**

第10条 換地事務の円滑な執行を図るため必要があるときは、換地事務（公権力の行使に当たる事務を除く。）の一部を次に掲げる者に委託することができるものとする。

- （1）関係市町村
- （2）関係土地改良区
- （3）熊本県土地改良事業団体連合会
- （4）その他知事が適当と認める者

2 委託業務の範囲は「別表2」の「委託契約で行う業務」とする。

3 業務区分は次のとおりとし、業務区分ごとに「別表2」の業務内容に応じて2者以上の者に委託することができるものとする。

- （1）換地関連業務
- （2）換地計画書等作成業務
- （3）確定測量

4 換地業務の委託に関しては、「県営土地改良事業換地業務委託要領」により処理するものとする。

### **(換地計画の作成)**

第11条 換地計画の作成にあたっては、「別表3 換地関係業務の作業内容及び留意事項」により進行管理し、事務処理を行う。

2 前項の換地関連業務を処理するために、第10条に規定する換地関連業務の受託者（以下「関連業務受託者」という。）は、当該受託に係る事業の施行地域（地区を数区に分けたときは、各区）ごとに、換地委員及び評価委員を置き、「換地委員会」を設けるものとする。

3 評価委員は換地委員が兼務するものとする。

4 「換地委員会」に関する事項は、「県営土地改良事業換地委員会設置規程」に定める。

### **(換地計画の決定)**

第12条 法第89条の2第1項の換地計画は、当該事業計画に係る受託者及び換地委員の調査結果及び市町村長の意見を参考にして原案を作成し、法第89条の2第2項において準用する法第52条第5項の規定に基づく会議（以下「権利者会議」という。）の議決を経なければならない。

2 権利者会議における会議の運営についての必要事項は「権利者会議運営規程」に定める。

### **(一時利用地の指定等の事前通知)**

第13条 本部長は、法第89条の2第6項及び第8項の規定に基づき、一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止等（以下「一時利用地の指定等」という。）を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）で定める不利益処分に対する弁明の機会を付するため、事前に関係権利者に通知書により通知する。また、一時利用地の指定等の変更を行う場合も、同様に一時利用地の指定等の変更の事前通知を通知するものとする。

2 通知に当たっては、換地計画で定められた事項及び換地計画原案に基づいて、第10条に規定する換地計画等作成業務の受託者（以下「作成業務受託者」という。）が作成した案により、関連業務受託者と十分協議のうえ行うものとする。

3 前項の作成業務受託者の案は、あらかじめ換地委員会の意見を聴いて作成するものとする。

4 一時利用地の指定等の事前通知に関しては、「一時利用地の指定等の事前通知（変更）に係る事務取扱規程」（平成24年12月14日付け農整第549号）により処理するものとし、弁明書の提出があった場合は、「一時利用地の指定等の事前通知に伴う弁明

書の処理について」（平成7年5月22日付け農管第349号）により処理するものとする。

#### **（一時利用地の指定等の通知）**

第14条 本部長は、前条の通知後、一定の期間を経たときは、一時利用地の指定等の通知書により一時利用地の指定等を行うものとする。また、一時利用地の指定等の変更を行う場合も、同様に一時利用地の指定等の変更の通知書により行うものとする。

2 一時利用地の指定等及び変更指定等に伴う損失の補償又は利益の徴収等に係る金額の算定は、関連業務受託者の意見を聴いて定めるものとする。

3 前項の関連業務受託者の意見は、換地委員会の意見に基づくものとする。

4 一時利用地の指定等及び変更指定に関しては、「一時利用地の指定等の通知（変更）事務取扱要領」により処理するものとする。

#### **（換地処分）**

第15条 法第89条の2第9項の規定に基づく換地処分は、主管課で換地処分通知書（別紙様式第4号）に公印を押印のうえ、広域本部を經由して関係権利者に交付することによって行うものとする。

#### **（換地清算金）**

第16条 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定に基づき、換地清算金の徴収及び支払事務に関しては、「県営土地改良事業に伴う換地清算金事務処理規程」（平成22年11月19日付け農林水産部長通知）により処理するものとする。

#### **（換地処分の登記所への通知）**

第17条 農林水産部長は、換地処分の公告を行ったときは、法第89条の2第10項において準用する法第54条第5項の規定に基づき、関係局等を經由して、換地処分公告（写）（特記仕様書（換地）別記様式第5号）を添えて管轄登記所に通知するものとする。

#### **（換地処分の登記）**

第18条 本部長は、換地処分公告後遅滞なく、法第89条の2第10項において準用する法第55条の規定に基づき、土地改良事業換地処分登記嘱託書（特記仕様書（換地）別記様式第6号）により、管轄登記所に登記申請を行うものとする。

#### **（換地処分登記完了報告）**

第19条 本部長は、管轄登記所から登記完了の通知があった場合には、遅滞なく農林水産部長に換地処分登記完了報告書（別記様式第7号）を提出するものとする。

**(審査請求の処理について)**

第20条 本部長は、一時利用地の指定等並びに換地計画の決定に係る審査請求があった場合は審査請求書（別記様式第8号）によるものとし、「換地に係る審査請求に関する事務処理について」（平成28年3月28日付け農整第686号通知）に基づき処理するものとする。

**(様式について)**

第21条 換地事務の処理に必要な様式はこの要綱で定めるもののほか、「換地計画実施要領」（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号構造改善局長通知）で定める様式によるものとし、「県営土地改良事業換地業務委託要領」に規定する「特記仕様書（換地）」に一括して示す。

**(雑則)**

第22条 この要綱に定めるもののほか、県営土地改良事業に係る換地処分の事務取扱に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行った処分に係る異議申立てに関する事務処理については、なお従前の例による。

別記様式第1号

土地改良事業施行届出書

第 号  
年 月 日

支局長  
熊本地方務局 様  
出張所長

熊本県知事 印

県営 地区（ 換地区）は 年 月 日付けで土地改良事業計画の決定がありましたので、土地改良法第113条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 区画整理を施行すべき地域内にある土地の所在・地番 別紙のとおり
- 2 工事着手予定時期 年 月 日
- 3 工事完了予定時期 年 月 日

別記様式第2号

土地改良事業施行変更届出書

第 号  
年 月 日

支局長  
熊本地方法務局 様  
出張所長

熊本県知事 印

県営 地区（ 換地区）は 年 月 日付けで土地改良事業計画の決定がありましたので、土地改良法施行規則第90条の4第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 区画整理を施行すべき地区内にある土地の所在・地番、別紙のとおり
- 2 工事着手予定時期 年 月 日
- 3 工事完了予定時期 年 月 日

別記様式第3号

第 号  
年 月 日

支局長  
熊本地方法務局 様  
出張所長

熊本県知事 印

着手  
土地改良事業工事 届出書  
完了

年 月 日付けで土地改良事業計画の決定がありました県営 地区  
( 換地区) 事業の工事に着手した(工事完了した)ので、  
土地改良法第113条の3第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

事業施行の所在地

(着手届けの場合)

1 着手の時期	年	月	日
2 完了の予定時期	年	月	日

(完了届けの場合)

1 完了した時期	年	月	日
2 着手した時期	年	月	日



別記様式第5号

第 号  
年 月 日

支 局 長  
熊本地方法務局 様  
出張所長

熊本県知事 印

換 地 処 分 に つ い て ( 通 知 )

県営 地区 ( 換地区 ) 土地改良事業 ( ) の施行に係  
る換地処分をし 年 月 日付けでその旨の公告を行ったので、土地改良法第  
89条の2第10項において準用する同法第54条第5項の規定に基づき当該換地計画書  
を添えて通知します。

別紙

熊本県公告第 号

県営 地区（ 換地区）土地改良事業（ ）施行に係る換地処分  
を行った。

年 月 日

熊本県知事

別記様式第6号

土 地 改 良 事 業  
換 地 処 分 登 記 嘱 託 書

支 局  
地方法務局 御中  
出張所

別紙のとおり土地改良法による換地処分によって登記を嘱託する。

- |   |            |                      |              |
|---|------------|----------------------|--------------|
| 1 | 登記原因及び其の日付 | 年 月 日                | 土地改良法による換地処分 |
| 2 | 登録免許税      | 登記免許税法第5条第6号により納付しない |              |
| 3 | 添付書類       | (1) 図 面              | 通            |
|   |            | (2) 資格証明書            | 通            |
|   |            | (3) 申請書副本            | 通            |
|   |            | (4) 共同担保目録           | 通            |
|   |            | (5) 地役権明細書           | 通            |

年 月 日

熊本県知事

印

別記様式第7号

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長 印

県営換地処分登記の完了について

県営 地区（ 換地区）土地改良事業（ ）の換地処分登記が別添写しのとおり完了した旨、管轄登記所より通知があったので報告します。

付 記

- 1 換地処分公告年月日、番号
- 2 登記嘱託年月日
- 3 登記所受付年月日
- 4 登記完了年月日
- 5 換地の総筆数及び面積

別記様式第8号

審 査 請 求 書

年 月 日

熊本県知事 様

審査請求人 印

次のとおり、審査請求をいたします。

1 審査請求人の住所又は居所  
住 所又は居所

2 審査請求に係る処分等  
年 月 日付け 第 号で、熊本県知事が行った「 」

3 審査請求に係る処分等があったことを知った日  
年 月 日

4 審査請求の趣旨及び理由  
趣 旨

理 由

5 教示の有無及びその内容 ( 有 ・ 無 )

## 記入要領

- 1 審査請求書提出の年月日を記入する。
- 2 審査請求人の氏名を記入する。  
審査請求人がその他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人による場合は、代表者名・総代名・代理人名を記入する。  
なお、代理人による場合は、代理人であることを証する書面を添付すること。
  - ・審査請求人の押印をする。
- 3 審査請求人の住所又は居所を記入する。
- 4 審査請求人に係る処分等及びその日付等を記入する。  
(例) 「一時利用地の指定」、「使用及び収益の停止」、「換地計画決定」など
- 5 審査請求に係る処分等のあったことを現実に了知した日を記入する。
- 6 審査請求の趣旨を記入する。  
(例) 「一時利用地指定の変更決定を求めます。」など
  - ・趣旨の理由を記入する。その際、わかりやすいように箇条書きとすること。
  - ・別紙に書いてもよい。
- 7 「審査請求ができる旨」の教示があった場合は有、なかった場合は無を○でかこみ、その期限等内容について記入する。